

旧統一教会勧誘 二審も賠償命令

札幌高裁

世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に違法な勧誘で入信させられ、精神的苦痛と経済的被害を受けたとして、元信者が損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が16日、札幌高裁であった。佐藤道明裁判長は、札幌などの元信者3人に計約3800万円を支払うよう命じた一審札幌地裁判決を支持し、統一家庭連合の控訴を棄却した。

2014年3月の地裁判決は、旧統一教会が「宗教だと明かさない伝道活動で教義をすり込み、(憲法が保障する)信教の自由を侵害した」と認定。一方で「提訴の段階で(3年の)損害賠償請求権の時効が成立していた」として、原告40人のうち37人の訴えを退けた。このため、家庭連合だけではなく、元信者1人も控訴したが、高裁はこれも棄却した。世界平和統一家庭連合(統一家庭連合)は8月、統一教会から名称を変更した。